

奈良市公報

号外 第 22 号

平成20年9月24日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○一般競争入札の実施（2件）	1
○開発行為に関する工事の完了	3
○放置自転車等の保管	4
○都市計画公園事業の事業計画の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	4
○奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程の一部を改正する告示	4
○放置自転車等の保管	4
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	5
○地縁による団体の認可（2件）	5
○開発行為に関する工事の完了（2件）	6
○道路の位置指定	6
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表	6
○奈良市人権学習支援補助金交付要綱	10
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	17
○放置自転車等の保管	17
○開発行為に関する工事の完了	17
○道路の位置指定	17
○督促状の公示送達	17
○土地収用法による事業認定申請書等の公衆縦覧	18
○放置自転車等の保管	18
○奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示	18
○奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱の一部を改正する告示	18
○放置自転車等の保管	19
○奈良市排水設備指定工事店の指定	19
○障害者自立支援法の規定による地域生活支援事業の実施に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	19
○開発行為に関する工事の完了（2件）	20
○奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示	20

監 査

○監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知	21
----------------------	----

公 営 企 業

○一般競争入札の実施	22
------------	----

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	23
-----------------------	----

議 会

○議會議長の辞職	23
----------	----

○議會議長の当選	23
----------	----

○議会副議長の辞職	23
○議会副議長の当選	23
○議会運営委員会の委員の選任	23
○議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選	24
○議会常任委員会の委員の選任	24
○議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選	24
○奈良市議会だより編集委員会の委員の就任	24
○奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長の当選	24
○奈良市議会情報公開審査会の委員の就任	24
○奈良市議会情報公開審査会の委員長及び副委員長の当選	25

告 示

奈良市告示第360号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年6月16日

奈良市長 藤原昭

1 入札に付する事項

100m³級耐震性貯水槽設置工事（青和小学校）ほか54件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定期格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時

<p>告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所 告示日から平成20年6月16日までは入札控室、同月20日以降は監理課窓口</p> <p>4 入札の場所 奈良市役所入札室</p> <p>5 入札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札に関する事項 (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便 (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留 (4) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書 ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>8 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成20年6月19日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。</p> <p>9 入札参加資格の審査及び決定 (1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。 (2) 入札参加者の決定通知 平成20年6月16日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>10 その他</p>	<p>(1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。 (3) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部監理課 電話 0742-34-4743</p> <p>別表省略</p> <p style="text-align: right;">(平成20年6月16日掲示済)</p> <p>奈良市告示第361号</p> <p>次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。</p> <p style="text-align: center;">平成20年6月16日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 藤原昭</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 工事名 都祁行政センター等建設に伴う敷地造成工事 (2) 工事場所 奈良市都祁白石町1026-1他 (3) 工期 契約の日から平成21年3月19日まで (4) 工事概要 基盤整備 一式 施設整備 一式 植栽 一式 道路改良 一式 舗装 一式 附帯工 一式</p> <p>(5) 予定期格 308,819千円（消費税及び地方消費税を除く） (6) 最低制限基準価格 237,672千円（消費税及び地方消費税を除く）</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>2社または3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。</p> <p>(1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。 (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。 (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。 ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置） (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。 (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p>
--	---

<p>イ 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置） (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 (イ) 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。 (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>3 設計図書等を示す場所及び日時 (1) 日時 平成20年6月16日から7月23日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。） (2) 奈良市総務部監理課 なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。</p> <p>4 入札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成20年7月24日 午前10時00分</p> <p>5 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>6 電子入札に関する事項 (1) 電子入札の入札参加申請期間 平成20年6月30日から7月3日までの午前9時から午後5時まで (2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成20年7月4日 (3) 入札書の提出期間 平成20年7月7日から7月23日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで (4) 電子入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 他人のICカードを使用した入札 ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書 エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札 オ その他市長の定める入札条件に違反した入札 (5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。</p> <p>7 入札参加申請 (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。</p>	<p>ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書 イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型） ウ 委任状 エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員） オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等） カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員） (2) 入札参加申請方法 平成20年6月17日から6月20日までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。</p> <p>8 入札参加資格の審査及び決定 (1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知 平成20年6月27日までに、共同企業体の代表者に通知します。</p> <p>9 その他 (1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。 (3) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部監理課 電話 0742-34-4743</p> <p style="text-align: right;">(平成20年6月16日掲示済)</p> <p>奈良市告示第362号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。</p> <p style="text-align: center;">平成20年6月16日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 藤原昭</p> <p>1 許可の年月日及び番号 平成20年2月27日 奈良市指令都整開 第07A-47号 平成20年3月25日 奈良市指令都整開 第07A-47-1号</p> <p>2 檢査済証の交付年月日及び番号 (1) 開発行為 平成20年6月16日 第1117号 (2) 公共施設 平成20年6月16日 第489号</p> <p>3 開発区域に含まれる地域 奈良市法蓮町717番地の2、718番地、727番地の1及び728番地の11</p>
--	---

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市西城戸町1番地の4 株式会社 八州エイジェント 代表取締役 河合 浩	(平成20年6月16日掲示済)
5 公共施設の種類、位置及び区域 (1) 道路 奈良市法蓮町717番地の2の一部、718番地の一部、727番地の1の一部及び728番地の11の一部 (2) 下水道 奈良市法蓮町717番地の2の一部、718番地の一部、727番地の1の一部及び728番地の11の一部 (3) 水路敷地 奈良市法蓮町727番地の1の一部	奈良市告示第364号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園事業8・8・1奈良公園の事業計画認可に係る図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。 平成20年6月16日 奈良市長 藤原昭 縦覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市都市整備部都市計画室公園緑地課 (平成20年6月16日掲示済)
(平成20年6月16日掲示済)	
奈良市告示第363号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成20年6月16日 奈良市長 藤原昭	奈良市告示第365号 奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。 平成20年6月17日 奈良市長 藤原昭 奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程の一部を改正する告示 奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程（昭和59年奈良市告示第43号）の一部を次のように改正する。 第2条第1号イ、同条第2号ア及び同条第3号ア中「又は」を「及び」に改める。 附 則 (施行期日) 1 この告示は、平成20年6月17日から施行する。 (経過措置) 2 この告示による改正後の奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程第2条の規定は、この告示の施行の日以後に提出される許可申請について適用し、同日前に提出された許可申請については、なお従前の例による。 (平成20年6月17日掲示済)
1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。	
2 移動年月日 平成20年6月16日	
3 移動対象区域 JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域	
4 保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設	
5 引取期間 移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。	
6 引取時間 午前9時から午後4時30分まで	
7 引取りのための必要事項 (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 ア 移動費 自転車 2,000円 原動機付自転車 4,000円 イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）	
8 連絡先 奈良市市民生活部市民安全室市民安全課 電話0742-34-1111代表	

(平成20年6月16日掲示済)	奈良市告示第366号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成20年6月17日 奈良市長 藤原昭
1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。	
2 移動年月日 平成20年6月17日	
3 移動対象区域 近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅	

周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年6月17日掲示済)

奈良市告示第367号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により山村町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年6月17日

奈良市長 藤原昭

1 代表者の変更（第1回）

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	竹本健一 奈良市山町682番地	竹本薰範 奈良市山町608番地

変更の年月日 平成18年2月10日

2 代表者の変更（第2回）

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	竹本薰範 奈良市山町608番地	村田文男 奈良市山町562番地の1

変更の年月日 平成20年2月11日

(平成20年6月17日掲示済)

奈良市告示第368号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年6月17日

奈良市長 藤原昭

1 名称

若葉台二丁目自治会

2 規約に定める目的

規約第4条に定める区域における住民相互の連絡、環境の整備、本会所有施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、そのための不動産又は不動産に関する権利等を保有する。

また、この目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉相互扶助活動
- (2) 健康づくりに関する事業
- (3) 集会所等所有不動産等の維持管理
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

3 区域

奈良市若葉台二丁目全域及び奈良市西大寺新池町6番50号から64号までとする。

4 事務所

奈良市若葉台二丁目7番2号

5 代表者の氏名及び住所

宮本正人

奈良市若葉台二丁目7番2号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代行者の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項第2号の規定によるほか、総会において出席正会員の4分の3以上の議決を経て解散する。

9 認可年月日

平成20年6月16日

(平成20年6月17日掲示済)

奈良市告示第369号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年6月17日

奈良市長 藤原昭

1 名称

北之庄町第二自治会

2 規約に定める目的

規約第4条に定める区域における住民相互の連絡、環境の整備、本会所有施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、そのための不動産又は不動産に関する権利等を保有する。

また、この目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉相互扶助活動
- (2) 所有不動産等の維持管理
- (3) 道路の清掃等地域内における美化活動
- (4) 青少年の健全育成事業
- (5) 各種イベントの開催
- (6) 他団体との地域間交流事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

3 区域

奈良市北之庄町53番地の2及び同町53番地の4全域とする。

4 事務所

奈良市北之庄町53番地の2若草マンション集会所

5 代表者の氏名及び住所

辻谷絹恵

奈良市北之庄町53番地の2若草マンション201号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いざれもなし
7 代行者の有無
なし
8 規約に定めた解散の事由
地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項第2号の規定によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。
9 認可年月日
平成20年6月16日
(平成20年6月17日掲示済)

奈良市告示第370号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年6月18日

奈良市長 藤原昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年4月4日 奈良市指令都整開 第07A-52号
平成20年6月16日 奈良市指令都整開 第07A-52-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年6月18日 第1119号
(2) 公共施設 平成20年6月18日 第491号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市宝来四丁目547番地の1、547番地の2、548番地の1及び554番地の1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市宝来四丁目15番32号
吉川 ミツエ
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市宝来四丁目547番地の2の一部、548番地の1の一部及び554番地の1の一部
(平成20年6月18日掲示済)

奈良市告示第371号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年6月18日

奈良市長 藤原昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年2月21日 奈良市指令都整開 第06A-58号
平成19年12月3日 奈良市指令都整開 第06A-58-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年6月18日 第1118号
(2) 公共施設 平成20年6月18日 第490号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市二名三丁目1096番地、1098番地及び4671番地の1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市西区京町堀2丁目1-16 大翔ビル6F
株式会社大翔建設 代表取締役 亀井毅
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市二名三丁目1096番地の一部、1098番地の一部及び4671番地の1の一部
(2) 下水道
奈良市二名三丁目1096番地の一部、1098番地の一部及び4671番地の1の一部
(3) 公園
奈良市二名三丁目1096番地の一部及び4671番地の1の一部
(平成20年6月18日掲示済)

奈良市告示第372号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成20年6月19日

奈良市長 藤原昭

申請者住所	生駒市東新町3番3号
申請者氏名	大陽興産 株式会社 代表取締役 阿部俊二
道路の位置	奈良市二名三丁目1023番地の5の一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	15.56m
指定年月日	平成20年6月19日
指定番号	第20001号

(平成20年6月19日掲示済)

奈良市告示第373号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により次のとおり公表します。

平成20年6月19日

奈良市長 藤原昭

平成19年4月1日～平成20年3月31日閲覧者

(市民課)

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
J R 奈良駅連続立体・街路事務所	権利者確定調査	平成19年4月13日	三条栄町 奈良ハイツ住民
奈良県医療課	保健医療計画調査	平成19年4月24日	西部出張所管轄以外の奈良市内 全住民
内閣府大臣官房政府広報室 (社)中央調査社	こころの健康(自殺対策)に関する世論調査	平成19年5月15日	秋篠早月町 20才以上の男女
内閣府大臣官房政府広報室 (社)中央調査社	人権擁護に関する世論調査	平成19年6月6日	四条大路一丁目 20才以上の男女
内閣府大臣官房政府広報室 (社)中央調査社	国民生活に関する世論調査	平成19年6月26日	南半田西町、北半田西町 20才以上の男女
国立精神・神経センター (社)新情報センター	飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査	平成19年8月28日	六条西三丁目及び四丁目 15才以上の男女
内閣府大臣官房政府広報室 (社)新情報センター	がん対策に関する世論調査	平成19年8月28日	神殿町455～ 20才以上の男女
国土交通省総合政策局 (株)サーベイリサーチセンター	旅行・観光消費動向調査	平成19年9月7日	瓦堂町、北京終町、南京終町、中辻町、肘塚町 20才～79才の男女
金融広報中央委員会 (株)日本リサーチセンター	家計の金融行動に関する世論調査	平成19年9月12日	敷島町二丁目、秋篠町 20才以上の男女
(株)時事通信社 (社)中央調査社	住民意識調査	平成19年9月19日	高畠町、三条栄町、六条西三丁目 20才以上の男女
N H K 放送文化研究所 (社)中央調査社	デジタル放送調査	平成19年9月21日	三条本町、三条町 16才以上の男女
N H K 放送文化研究所 (社)中央調査社	全国接触者率調査	平成19年10月5日	西大寺新田町、西大寺東町一丁目 7才以上の男女
日本銀行 (株)日本リサーチセンター	生活意識に関するアンケート調査	平成19年10月11日	南肘塚町、南京終町 20才以上の男女
奈良県健康増進課	県民健康・栄養調査	平成19年10月10日	大宮町四丁目3 ダイアパレス新大宮住民
N H K 編成局 (社)中央調査社	中高生のテレビ・メディア利用実態調査	平成19年10月19日	川上町、今在家町 13才～18才の男女
内閣府大臣官房政府広報室 (社)新情報センター	科学技術と社会に関する世論調査	平成19年11月13日	三条桧町 20才以上の男女
国土交通省土地・水質源局土地情報課 (社)中央調査社	土地問題に関する国民の意識調査	平成19年11月27日	六条二丁目9、17～20 20才以上の男女

NHK放送文化研究所 (社)中央調査社	余暇活動とメディア調査	平成19年11月27日	中辻町、井上町、元興寺町、芝新屋町、中新屋町 20才以上の男女
総務省情報通信政策局	通信利用動向調査	平成19年12月14日	今小路町、中御門町、東笹鉾町、東包永町、瓦堂町、北京終町、高天市町、西笹鉾町、五条二丁目、秋篠三和町、学園南一丁目、学園新田町、学園中三丁目、山町 20才以上65才未満の男女
日本データ通信協会			
国立大学法人 千葉大学 (社)中央調査社	裁判員制度に関する意識調査	平成19年12月18日	六条西三丁目 20才~70才の男女
内閣府経済社会総合研究所 (社)新情報センター	消費動向調査	平成20年1月17日 平成20年1月18日	三条栄町、三条桧町 法蓮町、半田開町
自衛隊奈良地方協力本部	自衛官募集に伴う広報	平成20年1月22・ 23・24・25・29・ 30・31日	奈良市 全町 S 61.4.2 ~ S 62.4.1 生の男女 H 2.4.2 ~ H 3.4.1 生の男女 H 5.4.2 ~ H 6.4.1 生の男子
内閣府政策統括官 (社)新情報センター	高齢者の健康に関する意識調査	平成20年2月5日	南京終町 55才以上の男女
内閣府政策統括官 (社)新情報センター	自殺対策に関する意識調査	平成20年2月5日	四条大路二丁目1~3、5~ 20才以上の男女
内閣府政策統括官 (社)新情報センター	食育に関する意識調査	平成20年2月5日	青山五丁目 20才以上の男女
近畿農政局奈良農政事務所	米の消費動向等調査	平成20年2月6日	法蓮町、北市町、大宮町二丁目、三条本町、芝辻町三丁目、恋の窪三丁目、佐紀町、四条大路一丁目、七条西町一丁目、六条一丁目、中山町、秋篠町、菅原町、西大寺国見町一丁目、青野町、神殿町、東九条町、古市町
野村総合研究所 (社)中央調査社	放送についての意識調査	平成20年2月8日	東九条町693~ 16才以上の男女
国立大学法人 お茶の水女子大学 (社)新情報センター	社会保障と国民生活に関する意識調査	平成20年2月27日	四条大路五丁目2~4、7~ 20才以上の男女
内閣府政策統括官 (社)新情報センター	高齢期に備えての意識調査に関する調査	平成20年3月4日	大森町1~ 55才以上64才以下の男女
金融広報中央委員会 (株)日本リサーチセンター	家計の金融行動に関する世論調査	平成20年3月13日	芝辻町二丁目及び三丁目、日笠町、中貫町、大野町、中之庄町 20才以上の男女

平成19年4月1日~平成20年3月31日閲覧者

(西部出張所)

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲

奈良県福祉部健康安全局庶務課 課長 大西 通雄	平成20年3月の新しい保険医療計画の基礎資料として「かかりつけ医」に対する実態意識等の調査	平成19年4月19日	西部出張所管内 20歳以上
日本銀行情報サービス局 局長 湯本 崇雄	「生活意識に関するアンケート調査」	平成19年4月19日	百楽園二丁目及び五丁目 満20歳以上男女
NHK 奈良支局 局長 森 秀人	「6月全国個人視聴率調査」	平成19年5月15日	中登美ヶ丘二丁目及び三丁目 明治から平成12年生まれ
NHK総合企画室 経営計画局長	「生活意識に関する調査」「防災に関する世論調査」	平成19年6月19日	千代ヶ丘三丁目 20歳以上
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 高井 康行	「男女共同参画に関する世論調査」	平成19年7月10日	富雄元町四丁目 20歳以上男女
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 高井 康行	「地球温暖化対策に関する世論調査」	平成19年7月11日	丸山二丁目 20歳以上男女
学習院大学 学長 永沼 良昭	「参院選後・全国有権者調査」	平成19年9月4日	学園北一丁目 20歳以上男女
社団法人 日本新聞協会 会長 北村 正任	「メディアの接触と評価に関する調査」	平成19年9月4日	藤ノ木台三丁目 15歳以上~69歳男女
NHK奈良放送局 局長 秋山 茂樹	「11月全国個人視聴率調査」	平成19年9月11日	中登美ヶ丘二丁目、登美ヶ丘三丁目 明治~平成12年生まれ
(株)時事通信社 大阪支店 支店長 長田 義明	「住民意識調査」	平成19年9月19日	西登美ヶ丘三丁目、帝塚山南三丁目 20歳以上男女
奈良県 健康増進課 課長 畑中 伊知雄	「平成19年度県民健康・栄養調」	平成19年10月16日	富雄元町一丁目、学園南一丁目及び二丁目 満1歳以上世帯
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 高井 康行	「インターネット上の安全確保に関する世論調査」	平成19年10月30日	登美ヶ丘五丁目 20歳以上男女
内閣府国民生活局 局長 西 達男	「平成19年度国民生活選好度調査」	平成19年12月6日	学園大和町三丁目 15歳以上80歳未満男女
京都大学大学院 工学研究科長 西本 清一	「環境と健康に関する調査」	平成19年12月26日	西登美ヶ丘八丁目 満20歳以上69歳以下男女
国立環境研究所 理事長 大塚柳太郎 NHK放送文化研究所 メディア研究部長 安田 茂則 外務省 外務報道官 坂場 三男	「生活意識に関する調査」「ことばのゆれに関する調査」「日本人とメディアに関する調査」「外交に関する世論調査」	平成19年12月26日	西登美ヶ丘三丁目 20歳以上男女
法務省法務総合研究所 研究部長 窪田 守雄	「第3回犯罪被害実態(暗数)調査」	平成19年12月26日	西登美ヶ丘五丁目 満16歳以上男女
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所 所長 北川 源四郎	「日本人の国民性に関する意識動向(2007年度)に関する調査」	平成20年1月11日	三碓三丁目 20歳~70歳男女

学習院大学 学長 福井 憲彦	「衆議院選挙時全国有権者前後調査」	平成20年3月18日	あやめ池北三丁目 20歳以上男女
朝日新聞社 マーケティングセンター長 脇坂 嘉明	「2008年新聞社基本調査」	平成20年3月18日	鶴舞西町 15歳以上男女

平成19年4月1日～平成20年3月31日閲覧者 (北部出張所)

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
独立行政法人 労働政策研究・研修機構	勤労生活に関する調査	平成19年8月1日	朱雀三丁目15～高の原駅前団地 20才以上の男女
(社)中央調査社	外交に関する世論調査	平成19年9月12日	左京二丁目2-59～ 20才以上の男女
内閣府大臣官房広報室	社会意識に関する世論調査	平成20年1月16日	朱雀六丁目6～9、10～ 20才以上の男女
(社)新情報センター			
厚生労働省医政局	終末期医療に関する調査	平成20年2月21日	神功一丁目4～ 20才以上の男女
(社)新情報センター			

平成19年4月1日～平成20年3月31日閲覧者 (月ヶ瀬行政センター)

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
毎日新聞東京本社 世論調査室 室長 福井 明	世論調査の調査対象者を無作為で抽出するため	平成19年7月5日	平成3年9月5日以前生まれ(9月末現在16歳以上)の男女から一定間隔おきに月ヶ瀬尾山地区16人を無作為に抽出

(平成20年6月19日掲示済)

奈良市告示第374号

奈良市人権学習支援補助金交付要綱を次のように定める。
平成20年6月20日

奈良市長 藤原昭

奈良市人権学習支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人権問題に関する研修会等に参加する市民に対し、その参加に要する経費の一部について、予算の範囲内で奈良市人権学習支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、市民の人権学習の機会を支援し、その人権に対する意識を高めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に住所を有する者で、次条に定める人権問題に関する研修会等に参加するものとする。

(人権問題研修会等)

第3条 補助対象者が参加することによって補助金の交付を受けることができる人権問題に関する研修会等(以下「人権問題研修会等」という。)は、人権尊重の理念を普及させ、その理解を深めることを目的として行われる研修会等で、市長が適当であると認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、人権問題研修会等に参加するため必要な次の経費とする。ただし、人権問題研修会等への参加について、補助対象者が他の補助又はこれに類する一部負担金等の交付を受けた場合又は受けることが決定している場合は、補助対象としない。

(1) 人権問題研修会等の実施者が参加者から徴収する参加費

(2) 人権問題研修会等に参加するために要する交通費及び宿泊費

2 前項第2号の経費は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表3項に掲げる職員の例により算出するものを上限とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（5,000円以上30,000円以下の額とし、当該額に100円未満の端数のあるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 補助金の交付は、補助対象者ごとに、1年度当たり1回限りとする。

（事前申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、参加しようとする人権問題研修会等の開催日の2週間前の日までに、奈良市人権学習支援補助金申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 参加しようとする人権問題研修会等の内容が確認できる書類

(2) 参加費の額が確認できる書類

（補助金の支援決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、支援を決定したときは、補助金を交付する予定者（以下「補助予定者」という。）に対し、奈良市人権学習支援決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとし、支援をしないことを決定したときは、申請者に対し、文書により通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 人権問題研修会等に参加した補助予定者は、当該研修会等参加後30日以内（市長が特別の理由があると認めるときは市長の指定する日まで）に奈良市人権学習支援補助金交付申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 参加した人権問題研修会等の研修感想文

(2) 経費明細書

(3) 申請者が参加費を負担したことを証する書類

(4) 交通費及び宿泊費の領収書

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した者（以下「補助決定者」という。）に対し、奈良市人権学習支援補助金交付決定通知書（別記第4号様式）を交付する。

（補助金の交付請求）

第10条 補助決定者は、前条の通知書の交付を受けたときは、10日以内（市長が特別の理由があると認めるときは市長の指定する日まで）に奈良市人権学習支援補助金交付請求書（別記第5号様式）に奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）別記第21号様式による相手方登録申請書を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助決定者の指定する口座に入金する方法で補助金を交付する。

（補助金の還付命令）

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

奈良市人権学習支援補助金申請書

年　月　日

(あて先) 奈良市長

申請者住所〒

氏名

電話番号()

奈良市人権学習支援補助金を申請します。また、申請にあたり、本補助金の交付対象となる経費について、本市以外の団体、機関等から補助又はこれに類する一部負担金等の交付を受けておらず、また、事後においても受ける予定のないことを申告します。

研修会等の名称	
開催日時	
開催場所	
参加費	円
添付書類	(1) 参加しようとする人権問題研修会等の内容が確認できる書類 (2) 参加費の額が確認できる書類

第2号様式(第7条関係)

奈良市人権学習支援決定通知書

様

年　　月　　日付けで申請のあった奈良市人権学習支援補助金の申請については、次のとおり決定したので奈良市人権学習支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年　　月　　日

奈良市長

印

研修会等の名称	
開催場所	
参加費	円

第3号様式(第8条関係)

奈良市人権学習支援補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者住所〒

氏名

印

電話番号 ()

奈良市人権学習支援補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	奈良市人権学習支援補助金
研修会等の名称			
研修会等の開催場所			
研修概要			
交付補助金額(奈良市人権学習支援補助金交付要綱第4条及び第5条)	補助金額 _____ 円		
添付書類	(1) 参加した人権問題研修会等の研修感想文 (2) 経費明細書(参加費・宿泊費・交通費) (3) 申請者が参加費を負担したことを証する書類 (4) 交通費及び宿泊費の領収書		

整理番号 _____

第4号様式(第9条関係)

奈良市人権学習支援補助金交付決定通知書

年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付けで申請のあった奈良市人権学習支援補助金については、次のとおり補助金の額を決定したので奈良市人権学習支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	奈良市人権学習支援補助金
研修会等の名称			
補助金交付決定金額	_____円		

整理番号 _____

第5号様式（第10条・第11条関係）

奈良市人権学習支援補助金交付請求書

年　月　日

(あて先) 奈良市長

申請者住所〒

氏名 印

電話番号 ()

奈良市人権学習支援補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年度	補助金の名称	奈良市人権学習支援補助金
補助金交付決定金額	_____円		
添付書類	相手方登録申請書		

整理番号 _____

(平成20年6月20日掲示済)

奈良市告示第375号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2 第11項の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年6月23日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在	奈良市学園朝日元町二丁目559番地の45	奈良市学園朝日元町二丁目529番地の44
代表者の氏名及び住所	コリン・ロジャー ス 奈良市学園朝日元町二丁目559番地の45	三谷 彰一 奈良市学園朝日元町二丁目529番地の44

2 変更の年月日

平成20年4月6日

(平成20年6月23日掲示済)

奈良市告示第376号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年6月23日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年6月23日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年6月23日掲示済)

奈良市告示第377号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年6月23日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成20年3月28日 奈良市指令都整開 第07A-54号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年6月23日 第1120号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市宝来三丁目747番地の1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市宝来四丁目6番6号

峠 紀美子

(平成20年6月23日掲示済)

奈良市告示第378号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成20年6月25日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	生駒市東新町3番3号
申請者氏名	大陽興産 株式会社 代表取締役 阿部 俊二
道路の位置	奈良市二名三丁目1025番地の4、1026番地の19、1021番地の4の一部、1021番地の7の一部及び1021番地の8の一部
道路の幅員	最大8.00m 最小4.00m
道路の延長	21.57m
指定年月日	平成20年6月25日
指定番号	第20002号

(平成20年6月25日掲示済)

奈良市告示第379号

平成19年度市県民税第3期分及び第4期分、平成19年度固定資産税・都市計画税第3期分及び第4期分並びに平成19年度軽自動車税全期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成20年6月25日

奈良市長 藤原 昭

1 この督促状の発送年月日

市県民税

第3期分 平成19年11月20日

市県民税

第4期分 平成20年2月20日

固定資産税・都市計画税
第3期分 平成19年12月20日

固定資産税・都市計画税
第4期分 平成20年3月19日

軽自動車税
全期分 納期変更分 平成19年11月20日
全期分 納期変更分 平成19年12月20日
全期分 納期変更分 平成20年1月7日

2 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成20年6月25日掲示済)

奈良市告示第380号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第24条第1項の規定により、近畿地方整備局長から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり告示します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、同法第23条第1項の規定により、縦覧期間内に限り近畿地方整備局長に土地収用法施行規則第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができるとともに、同法第25条第1項の規定により、縦覧期間内に限り奈良県知事に意見書を提出することができ、当該意見書は近畿地方整備局長あて送付されますので、留意してください。

平成20年6月25日

奈良市長 藤原 昭

1 起業者の名称

奈良県

2 事業の種類

一般国道308号改築工事（三条道路・奈良県奈良市三条大路四丁目地内から同市三条大路二丁目地内まで）

3 起業地

イ 収用の部分

奈良県奈良市三条大路四丁目、四条大路四丁目、三条大路三丁目、四条大路三丁目、三条大路二丁目及び四条大路二丁目地内

ロ 使用の部分

奈良県奈良市三条大路四丁目、四条大路四丁目、三条大路三丁目、四条大路三丁目、三条大路二丁目及び四条大路二丁目地内

4 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所建設部道路室土木管理課

5 縦覧期間

告示の日から平成20年7月9日まで

(平成20年6月25日掲示済)

奈良市告示第381号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年6月26日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年6月26日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年6月26日掲示済)

奈良市告示第382号

奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年6月27日

奈良市長 藤原 昭

奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成13年奈良市告示第133号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「10,000円」を「5,000円」に、「10,001円以上30,000円以下」を「5,001円以上15,000円以下」に、「30,001円以上80,000円以下」を「15,001円以上40,000円以下」に、「80,001円以上140,000円以下」を「40,001円以上70,000円以下」に、「140,001円」を「70,001円」に改める。

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱別表第2の規定は、同日以後に申請のあった日常生活用具の給付に係る費用の負担について適用する。

(平成20年6月27日掲示済)

奈良市告示第383号

奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年6月27日

奈良市長 藤原 昭

奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱の一部を改正する告示

奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱（平成17年奈良市告示第443号）の一部を次のように改正する。

別表中「10,000円」を「5,000円」に、「10,001円以上30,000円以下」を「5,001円以上15,000円以下」に、「30,001円以上80,000円以下」を「15,001円以上40,000円以下」に、「80,001円以上140,000円以下」を「40,001円以上70,000円以下」に、「140,001円」を「70,001円」に改める。

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱別表の規定は、同日以後に行われたホームヘルパーの派遣に係る費用について適用する。

(平成20年6月27日掲示済)

奈良市告示第384号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年6月27日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 指定工事店名

区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名又は商号	代表者又は氏名
市内	1	第372号	奈良市南京終町一丁目183-18	野村設備	野村 広志
	2	第373号	奈良市東九条町238-8	アイワ水道	菅澤 哲夫
	3	第374号	奈良市古市町1191-1-10-37	林設備商会	林 喜久代
	4	第375号	奈良市学園朝日町12-9 清水ハイツ203号	石田屋	石田 哲哉
	5	第376号	奈良市東九条町1009	日本開発工業	古田 一文
	6	第377号	奈良市富雄川西二丁目17-3	裕設備	平岡 裕
市外	7	第378号	奈良県生駒市西松ヶ丘25-40	さくら工業	林 邦彦
	8	第379号	奈良県生駒市壱分町1461-1	本間設備	本間 勇
	9	第380号	奈良県生駒郡平群町若井35番地の7	株式会社 志村設備	中野 光世
	10	第381号	奈良県生駒郡平群町西宮三丁目4番23号	株式会社 寺口建設	寺口 キヨ子
	11	第382号	奈良県香芝市今泉66-1	すいどう屋 坂本設備	坂本 浩二
	12	第383号	奈良県大和高田市西三倉堂二丁目1-7	株式会社 中野水土工業所	岡谷 愛子
	13	第384号	奈良県葛城市柿本1-7	有限会社 ニコーエquipment 奈良支店	浦芝 義隆
	14	第385号	奈良県橿原市内膳町5-5-9	株式会社 サニコン	假谷 登
	15	第386号	奈良県吉野郡下市町下市3046-10	上松設備	上松 幸一

(平成20年6月30日掲示済)

奈良市告示第386号

障害者自立支援法の規定による地域生活支援事業の実施に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年奈良市告示第594号）の一部を次のように改正し、平成20年7月1日から適用します。

平成20年6月30日

奈良市長 藤原昭

1 日常生活用具給付事業の部分の表中

特殊便器	151,200	を
温水洗浄便座	120,000	に、
視覚障害者用活字文書 読み上げ装置	99,800	を

視覚障害者用活字等読み上げ装置	99,800	に、
聴覚障害者用通信装置	71,000	を
聴覚障害者用通信装置	50,000	に、
蓄便袋	月額 8,600	を
蓄便袋	月額(一箇所当たり) 8,600	に、
蓄尿袋	月額 11,300	を
蓄尿袋	月額(一箇所当たり) 11,300	に改

める。

2 移動支援事業の部分中(1)を次のように改める。

(1) 個別支援型算定単価

ア 身体介護を伴う場合

所要時間30分以内	2,300円
所要時間30分を超えて1時間以内	4,000円
所要時間1時間を超えて1.5時間以内	5,800円
所要時間1.5時間を超えて2時間以内	6,600円
以後、所要時間30分増すごとに700円を加算した額	

イ 身体介護を伴わない場合

所要時間30分以内	800円
所要時間30分を超えて1時間以内	1,500円
所要時間1時間を超えて1.5時間以内	2,300円
所要時間1.5時間を超えて2時間以内	3,000円
以後、所要時間30分増すごとに700円を加算した額	

(平成20年6月30日掲示済)

奈良市告示第387号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年6月30日

奈良市長 藤原昭

1 許可の年月日及び番号

平成18年12月7日 奈良市指令都整開 第06A-43号
平成20年6月9日 奈良市指令都整開 第06A-43-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成20年6月30日 第1121号
 - (2) 公共施設 平成20年6月30日 第492号
 - 3 開発区域に含まれる地域
奈良市富雄元町一丁目576番地の1、576番地の2、576番地の3及び576番地の4
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
香川県高松市藤塚町一丁目11番22号
株式会社 穴吹工務店 代表取締役 穴吹英隆
 - 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市富雄元町一丁目576番地の2及び576番地の3
 - (2) 下水道
奈良市富雄元町一丁目576番地の2の一部及び576番地の3の一部
 - (3) 公園
奈良市富雄元町一丁目576番地の4
 - (4) 防火水槽
奈良市富雄元町一丁目576番地の1の一部
 - (5) 貯留槽
奈良市富雄元町一丁目576番地の1の一部及び576番地の4の一部
- (平成20年6月30日掲示済)

奈良市告示第388号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年6月30日

奈良市長 藤原昭

1 許可の年月日及び番号

平成19年11月8日 奈良市指令都整開 第07A-31号
平成20年5月20日 奈良市指令都整開 第07A-31-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年6月30日 第1122号
(2) 公共施設 平成20年6月30日 第493号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市百楽園一丁目2992番地の3及び2992番地の4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園新田町2952番地
谷本嘉昭

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市百楽園一丁目2992番地の4
(平成20年6月30日掲示済)

奈良市告示第389号

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要

綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年6月30日

奈良市長 藤原昭

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年奈良市告示第528号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「4,800円」を「2,400円」に、「4,801円から9,600円まで」を「2,401円から4,800円まで」に、「9,601円から16,800円まで」を「4,801円から8,400円まで」に、「16,801円から24,000円まで」を「8,401円から12,000円まで」に、「24,001円から32,400円まで」を「12,001円から16,200円まで」に、「32,401円から42,000円まで」を「16,201円から21,000円まで」に、「42,001円から92,400円まで」を「21,001円から46,200円まで」に、「92,401円から120,000円まで」を「46,201円から60,000円まで」に、「120,001円から156,000円まで」を「60,001円から78,000円まで」に、「156,001円から198,000円まで」を「78,001円から100,500円まで」に、「198,001円から287,500円まで」を「100,501円から190,000円まで」に、「287,501円から397,000円まで」を「190,001円から299,500円まで」に、「397,001円から929,400円まで」を「299,501円から831,900円まで」に、「929,401円から1,500,000円まで」を「831,901円から1,467,000円まで」に、「1,500,001円から1,650,000円まで」を「1,467,001円から1,632,000円まで」に、「1,650,001円から2,260,000円まで」を「1,632,001円から2,302,900円まで」に、「2,260,001円から3,000,000円まで」を「2,302,901円から3,117,000円まで」に、「3,000,001円から3,960,000円まで」を「3,117,001円から4,173,000円まで」に、「3,960,001円」を「4,173,001円」に改め、同表の備考1中「及び同法附則第5条第2項」を「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表の備考第2項中「、経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を削り、同項第2号中「まで」の次に「、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」を加え、同項第3号を次のように改める。

（3）租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

別記第2号様式中

「1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯」を

「1 被保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯
又は市町村民税非課税世帯」に

改める。

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱別表の規定は、同日以後に申請のあった日常生活用具の給付に係る費用の負担について適用する。

（平成20年6月30日掲示済）

監査

奈良市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

平成20年6月30日

奈良市監査委員 吉田肇
同 中和田守
同 幾田邦夫
同 高杉美根子

資産税課

監査結果公表日 平成20年6月6日（奈良市監査委員告示第13号）

措置結果通知日 平成20年6月13日

【監査の結果】	【措置の内容】
市内旅行命令簿について、用務終了後、事後的に記載されており、また、用務内容や用務先の記載が定型化したものとなっていた。 旅行命令の手続きを適正に行われたい。	市内旅行命令簿について、用務開始前に出発・帰着（予定）時刻や具体的な用務内容・用務先を記載し、その都度、決裁をとるよう改善しました。

保健予防課

監査結果公表日 平成20年6月6日（奈良市監査委員告示第13号）

措置結果通知日 平成20年6月23日

【監査の結果】	【措置の内容】
精神障害者通院医療費助成金の助成金交付申請書において、記載漏れが多数見受けられた。また、要綱に定めのない不必要的書類が添付されていた。要綱に基づき適正な事務処理をされたい。	精神障害者通院医療費助成金交付申請時に交付申請書への記載が漏れないよう周知徹底し、また、定めのない不必要的書類を徴しないで要綱に基づき適正な事務処理に当たります。

生活環境課（旧市民課分）

監査結果公表日 平成19年12月28日（奈良市監査委員告示第22号）

措置結果通知日 平成20年6月24日

【監査の結果】	【措置の内容】
墓地火葬場費使用料の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において344,800円であり、その内訳は寺山靈苑使用料が296,800円、南山墓地使用料が48,000円と	墓地火葬場費使用料の滞納繰越分の収入未済額の措置状況については、平成19年12月20日及び平成20年2月28日に文書により催告を行ふとともに電話催告や臨

なっている。 今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力をされるとともに、滞納債権の追跡調査を徹底的に行い、法に基づく対処も検討されたい。	戸訪問を行い、収入未済の解消に努めました。 今後も収入未済の解消に向け、電話催告や臨戸訪問を行い、より一層の徴収努力を行うとともに法に基づく対処も検討してまいります。
---	--

学校教育課

監査結果公表日 平成19年12月28日（奈良市監査委員告示第22号）

措置結果通知日 平成20年6月23日

【監査の結果】	【措置の内容】
「平成19年度学校輝きプラン事業について」によると、委託事業には、旅費、食糧費及び備品購入費を原則として充てることはできないとされている。ただし、事業計画書に事業との関連性及びその根拠を明記し、承認を得れば支出できることになっているが、事業計画書に明記されていないものが見受けられた。 事業執行上不可欠なものであることを具体的に明記させよう徹底されたい。	19年度（20年2月）に事務処理点検を実施し、「学校輝きプラン事業」の主旨の徹底を図るとともに、旅費、食糧費及び備品購入費の取り扱いについては、事業計画書に明記する旨指導いたしました。 20年度の事業執行においても、19年度と同様に周知徹底を図ります。

子育て課（旧児童課分）

監査結果公表日 平成19年6月29日（奈良市監査委員告示第13号）

措置結果通知日 平成20年6月6日

【監査の結果】	【措置の内容】
母子福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において1,514,126円、38,557,731円となっている。 今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。	平成19年度は、各貸付金における滞納繰越分の収入未済額について、電話及び訪問による督促等を行いました。 母子寡婦福祉資金貸付金の滞納繰越分につきましては、18年度決算時において38,373,471円となり、19年度中に4,392,489円を収納しました。 今後もなお一層、収入未済の解消に向け徴収努力をしてまいります。

(平成20年6月30日掲示済)

公 営 企 業

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年6月16日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

1 入札に付する事項

配水支管改良工事、市内神殿町地内ほか14件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成20年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを見認できる書類の同封がされて

いない入札

- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
エ 入札書に記名押印のない入札
オ 入札金額を訂正した入札
カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札
キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年6月19日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年6月20日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成20年6月16日掲示済）

奈良市水道局告示第28号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年6月24日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社ニコーエquipment 奈良支店	代表取締役 浦芝 義隆	奈良県葛城市柿本1番地7	平成20年6月20日

（平成20年6月24日掲示済）

議会

奈良市議会告示第8号

議會議長 峰 宏明は、平成20年6月26日の議会定例会において、議會議長を辞職しました。

平成20年6月27日

奈良市議会議長

橋本和信

（平成20年6月27日掲示済）

奈良市議会告示第9号

議會議員 橋本和信は、平成20年6月26日の議会定例会において、議會議長に当選しました。

平成20年6月27日

奈良市議会議長

橋本和信

（平成20年6月27日掲示済）

奈良市議会告示第10号

議会副議長 松田末作は、平成20年6月26日の議会定例会において、議会副議長を辞職しました。

平成20年6月27日

奈良市議会議長

橋本和信

（平成20年6月27日掲示済）

奈良市議会告示第11号

議會議員 奥田正治は、本日の議会定例会において、議会副議長に当選しました。

平成20年6月27日

奈良市議会議長

橋本和信

（平成20年6月27日掲示済）

奈良市議会告示第12号

平成20年6月27日の議会定例会において、次のとおり議会運営委員会の委員を選任しました。

平成20年6月30日

奈良市議会議長

橋本和信

植村佳史
柿本元氣
藤本孝幸
北村拓哉
三浦教次
幾田邦夫
大橋雪子
藏之上政春
矢野兵治
原田栄子

土田 敏朗
船越 義治
(平成20年6月30日掲示済)

奈良市議会告示第13号

平成20年6月27日、次の者が議会運営委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成20年6月30日

奈良市議会議長
橋本和信

委員長 土田敏朗
副委員長 植村佳史

(平成20年6月30日掲示済)

奈良市議会告示第14号

平成20年6月27日の議会定例会において、次のとおり議会常任委員会の委員を選任しました。

平成20年6月30日

奈良市議会議長
橋本和信

総務水道委員会

山口裕司
浅川仁
高杉美根子
松村和夫
矢追勇夫
山本清
米澤保
横井健二
橋本和信

産業文教委員会

天野秀治
植村佳史
柿本元気
東久保耕也
山中益敏
北村拓哉
山口誠
上原雋
岡本志郎

厚生委員会

松岡克彦
三浦教次
中西吉日出
高橋克己
岡田佐代子
小林照代
松田末作
船越義治
大谷督

企画環境委員会

奥田正治
藤本孝幸
井上昌弘
藏之上政春
峯宏明
金野秀一
小林照代
横井健二

建設委員会

幾田邦夫
北良晃
大橋雪子
西本守直
森田一成
矢野兵治
松石聖一
和田晴夫

(平成20年6月30日掲示済)

奈良市議会告示第15号

平成20年6月27日、次の者が議会常任委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成20年6月30日

奈良市議会議長
橋本和信

総務水道委員長 高杉美根子
同 副委員長 山口裕司
産業文教委員長 山中益敏
同 副委員長 天野秀治
厚生委員長 中西吉日出
同 副委員長 三浦教次
企画環境委員長 井上昌弘
同 副委員長 土田敏朗
建設委員長 松石聖一
同 副委員長 大橋雪子

(平成20年6月30日掲示済)

奈良市議会告示第16号

平成20年6月27日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員に就任しました。

平成20年6月30日

奈良市議会議長
橋本和信

東久保耕也
藤本孝幸
松岡克彦
三浦教次
藏之上政春
峯宏明
矢野兵治
高橋克己
金野秀一
小林照代
横井健二

(平成20年6月30日掲示済)

奈良市議会告示第17号

平成20年6月27日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成20年6月30日

奈良市議会議長
橋本和信

委員長 矢野兵治
副委員長 三浦教次

(平成20年6月30日掲示済)

奈良市議会告示第18号

平成20年6月27日、次の者が奈良市議会情報公開審査会の委員に就任しました。

平成20年6月30日

奈良市議会議長
橋本和信

植村佳史
山中益敏
山口裕司
中西吉日出
北良晃
高杉美根子
山口誠
西本守直
森田一成
山本清
和田晴夫
米澤保

(平成20年6月30日掲示済)

奈良市議会告示第19号

平成20年6月27日、次の者が奈良市議会情報公開審査会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成20年6月30日

奈良市議会議長
橋本和信

委員長 北良晃
副委員長 山口誠

(平成20年6月30日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。